

○市川市環境審議会条例

昭和 47 年 3 月 31 日
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 本市に環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 6 条例 1・全改)

(任務)

第 2 条 審議会は、本市の区域における環境の保全及び創造に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、その実施について建議することができる。

(平 6 条例 1・全改、平 10 条例 30・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、非常勤の委員 17 名で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6 名
- (2) 市内の事業場の代表者 2 名
- (3) 学識経験者 5 名
- (4) 農業及び漁業代表者 2 名
- (5) 市民の代表者 2 名

2 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、審議会の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に専門の事項を調査させるため必要がある場合は、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該事項の調査を終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事若干名を置き、職員の中から市長が命ずる。

2 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(審議会の事務)

第 9 条 審議会の事務は、環境清掃部において処理する。

(昭和 47 条例 36・昭 49 条例 40・昭 53 条例 30・昭 61 条例 23・平 6 条例 1・平 14 条例 1・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第 10 条 市は、委員及び専門委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(昭 49 条例 40・平 23 条例 4・一部改正)

(審議会の運営その他必要な事項)

第 11 条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、会長が市長の同意を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市川市公害防止対策委員会条例の廃止)

2 市川市公害防止対策委員会条例(昭和 37 年条例第 16 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

附 則(昭和 47 年 12 月 25 日条例第 36 号)

この条例は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 10 月 19 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 10 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 10 月 1 日条例第 29 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 55 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 6 月 25 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の市川市公害対策審議会条例の規定により委員又は専門委員に任命されている者は、この条例による改正後の市川市環境審議会条例の規定により委員又は専門委員に任命された者とみなす。

附 則(平成 10 年 7 月 3 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。